## 不利益処分の処分基準

部	課3	室 等	名	経済部 経済政策課
不利益処分名				商工会の設立認可の取消し等
根	拠	法	\$	商工会法
根	拠	条	項	第51条第1項、第2項又は第4項
連	絡 先		先	(電話 621-5225 )
処分基準	-			4 経済産業大臣は、前項の勧告を受けた商工会がその勧告に従わないときは、その設立の認可の取消しをすることができる。 5 経済産業大臣は、第1項又は第2項に規定する処分をする場合には関係都道府県知事、第3項の勧告又は前項に規定する処分をする場合には関係都道府県知事及び関係市町村長の意見をきかなければならない。  商工会法第60条の規定により都道府県が処理する事務。 徳島県の事務処理の特例に関する条例第2条第2項の規定による事務の権限委譲。
	設定	官等年	月日	平成26年8月1日設定(平成年月日最終変更)